

利用者負担段階区分			第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階				
利用料	★食費	朝食	－	－	－	－	540円	第1～3段階の「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方は食費・居住費が減額になる場合がありますので、窓口にご提示下さい。			
		昼食	－	－	－	－	720円				
		夕食	－	－	－	－	680円				
		1日計	300円	390円	650円	1,360円	1,940円				
	★居住費		0円/日	430円/日	430円/日		437円/日				
	★日用品費		実費（入浴具等 240円/日）					理美容代 （外部委託）	実費 （カット2,200円/回、パーマ・毛染めは別料金）		
	★教養娯楽費		実費（クラブ活動等）								
	特別食		実費					送迎代	220円/km 送迎距離（片道）		
	施設洗濯代		実費（110円/1枚）汚染時					・衣類レンタルをご希望の場合は別途申込が必要です。			
保険料一部負担金（加算内容は裏面を参照）	★サービス費等負担金	介護度/体系	ⅠⅢ		ⅠⅣ		ⅣⅡ				
		介護度1	793円/日		871円/日		777円/日		・当該月の施設の状況に応じた体系のサービス費一部負担金となります。 ・通常外泊の場合、サービス費等負担金はいずれも362円/日となります。また、外泊中に老健在宅サービスを利用した場合は、いずれも800円/日となります。		
		介護度2	843円/日		947円/日		826円/日				
		介護度3	908円/日		1,014円/日		889円/日				
		介護度4	961円/日		1,072円/日		941円/日				
		介護度5	1,012円/日		1,125円/日		991円/日				
		サービス提供体制強化加算		（Ⅰ）		22円/日					
	★サービス費等負担金	在宅復帰・在宅療養支援機能加算（※）（※2）		（Ⅰ）	51円/日		★サービス費等負担金	生産性向上推進体制加算		（Ⅰ）	100円/月
										（Ⅱ）	10円/月
		夜勤職員配置加算		（Ⅰ）	24円/日			リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（※）		（Ⅰ）	53円/月
										（Ⅱ）	33円/月
		初期加算		（Ⅱ）	30円/日			科学的介護推進体制加算（※）		（Ⅰ）	40円/月
										安全対策体制加算（※）	
		療養食加算		6円/食		高齢者施設等感染対策向上加算		（Ⅰ）	10円/月		
		経口維持加算（※）		（Ⅰ）	400円/月			（Ⅱ）	5円/月		
		経口移行加算（※）		28円/日		新興感染症等施設療養費					
		再入所時栄養連携加算（※）		200円/回				240円/月			
		褥瘡マネジメント加算（※）		（Ⅰ）	3円/月	認知症チームケア推進加算		（Ⅰ）	150円/月		
				（Ⅱ）	13円/月			（Ⅱ）	120円/月		
		排せつ支援加算（※）		（Ⅰ）	10円/月	介護職員等処遇改善加算			1月当たりの所定単位×0.044		
				（Ⅱ）	15円/月		試行的退所時指導加算（※）				
				（Ⅲ）	20円/月				400円/回		
		自立支援推進加算（※）		300円/月		退所時情報提供加算（※）		（Ⅰ）	500円/回		
								（Ⅱ）	250円/回		
		所定疾患施設療養費（※）		（Ⅱ）	480円/日	入退所前連携加算（※）		（Ⅰ）	600円/回		
								（Ⅱ）	400円/回		
								入所前後訪問指導加算（※）		（Ⅰ）	450円/回
										（Ⅱ）	480円/回
		ターミナルケア加算		死亡日以前31日～45日以下	72円/日	退所時栄養情報連携加算（※）					
				死亡日以前4日～30日以下	160円/日						
				死亡日前々日、前日	910円/日						
				死亡日当日	1,900円/日			70円/回			
		短期集中リハ実施加算（※）		（Ⅰ）	258円/日	訪問看護指示加算（※）					
	（Ⅱ）			200円/日	緊急時治療負担金			518円/日			
	認知症短期集中リハ実施加算（※）		（Ⅰ）	240円/日	特定治療負担金		医療点数による				

- ・★印については、全ての利用者に必要となります。それ以外の費用は、該当した場合にのみ必要となります。
- ・保険料一部負担金については、「介護保険負担割合証」の負担割合に応じて変更になります。
- ・サービス費等負担金の介護度体系ⅣⅡの場合は、（※）印の加算は算定しません
- ・サービス費等負担金の介護度体系ⅠⅣの場合は、（※2）印の加算は算定しません